

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和6年6月24日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

- 議案第11号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第14号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について
- 議案第15号 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について
- 議案第16号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について
- 議案第17号 農用地利用計画の変更について（協議）
- 報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第13号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について
- 報告第14号 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について
- 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第16号 農地改良届出について

出席者 加藤彰夫 ほか12名

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 12番 塚本信子 委員 13番 酒井行教 委員

議 事

議 長 それでは、議案第11号から議案第17号及び報告第11号から報告第16号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

議案第 1 1 号

農地法第 3 条の規定による許可について

〔受付番号 3〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

農地管理効率化のためとの事由により、分家住宅建築をするため転用許可を受けた以外の残農地について、居住予定である譲受人に所有権を移転するものです。申請地取得後の経営面積は 1 a となり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

〔受付番号 4〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のためとの事由により、所有権を移転するものです。
申請地に隣接する安城市の農地も同時に取得予定であり、これらの申請地取得後の経営面積は108aとなり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号5]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のためとの事由により、所有権を移転するものです。
申請地取得後の経営面積は15aとなり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2ページをご覧ください。

議案第12号

農地法第5条の規定による許可申請について

[受付番号3]

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、北部生涯学習センターの北東約150mのところに位置しています。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて妻、子1人の3人で暮らしていますが、家財等が増え手狭になったため、分家住宅の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より借り受けられる旨の回答を得られることができたため、分家住宅1棟63.94㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和6年5月10日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

また、都市計画法建築許可については建築課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

[受付番号4]

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

申請地は、岩ヶ池公園の東約200mのところに位置しています。農地区分は、概ね300m以内に伊勢湾岸自動車道のインターチェンジがある区域内にある農地であるため、第3種農地と判断致しました。

申請人は、東境町に本社を置き、刈谷ハイウェイオアシスの管理・運営を行っている法人です。現在申請人は来場者用駐車場とは別に従業員用駐車場を設けていますが、来場者の増加により従業員用駐車場に案内せざるを得ず、業務に支障をきたしているため、新たな従業員用駐車場の整備を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より借り受けられる旨の回答を得られることができたため、駐車場42台分1,511㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和6年5月10日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

また、雨水浸透阻害行為許可については雨水対策課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

[受付番号5]

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、富士松東小学校の西約300mのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて子3人と4人で暮らしていますが、家財等が増え手狭になったため、分家住宅の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より借り受けられる旨の回答を得られることができたため、分家住宅1棟79.49㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和6年5月10日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

また、都市計画法建築許可については建築課と、道路承認工事許可については土木管理課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

[受付番号6]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

工場建築

申請地は、富士松支所の北約1.3kmのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断致しました。

申請人は、西境町に本社を置き、鋼材の切断や加工製造を行っている法人です。現在本社に隣接する関連会社と分業しながら事業を行っていますが、既存工場では手狭であり作業効率が悪いことから、新たな工場の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より譲り受けられる旨の回答を得られることができたため、隣接する会社既存敷地を一体利用し、工場1棟1,456㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和6年5月10日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

また、都市計画法建築許可については建築課と、雨水浸透阻害行為許可については雨水対策課と、水路占用許可及び水路承認工事許可については農政課と、事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

3ページをご覧ください。

〔受付番号7〕

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、依佐美中学校の北西約700mのところに位置しています。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にて夫と2人で暮らしていますが、家財等が増え手狭になったため、分家住宅の建築を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、本申請地の所有者より借り受けられる旨の回答を得られることができたため、分家住宅1棟102.85㎡を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、申請地は農振農用地区域内にありますが、令和6年5月10日付けで、農用地利用計画を変更することについての事前同意を受けております。

また、都市計画法建築許可については建築課と事前協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

4ページをご覧ください。

議案第13号

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

〔受付番号2〕

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和5年11月28日

(事由)

納税猶予適用のため

5ページをご覧ください。

議案第14号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

[受付番号1]

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(根拠法令)

生産緑地法第10条

(原因)

故障(令和6年5月27日)

[受付番号2]

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(根拠法令)

生産緑地法第10条

(原因)

死亡（令和6年5月11日）

6 ページをご覧ください。

議案第15号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

〔整理番号22〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（利用目的）

畑

（期間）

令和6年7月1日から令和10年11月30日まで

7 ページをご覧ください。

議案第16号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号4〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(利用目的)

田

(期間)

令和6年7月1日から令和15年11月30日まで

以下、9ページ〔整理番号8〕まで申し出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

10ページをご覧ください。

議案第17号

農用地利用計画の変更について（協議）

〔変更内容 編入〕

〔整理番号1〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

水田作

申出地は、令和6年1月16日付けで農振除外が完了している農地であり、当初分家住宅を建築する予定でしたが、家族内で意見の不一致が発生し、計画変更をすることになりました。

そこで、今後は所有者である申出者の父が今まで通り耕作をして

いくため、農振農用地への編入の申出をされたものです。

〔変更内容 除外〕

〔整理番号 2〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

電気通信事業用地

申出地は、西境市民館の東約 250 m のところに位置しています。農地区分は、概ね 10 ha 以上の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断致しました。

申出人は、東京都に本社を置き、電気通信事業を主な事業とする法人です。この度、申出地周辺地区の電波品質の向上のため、携帯電話無線基地局の設置を計画しました。

そこで、適地を探した結果、農振農用地ではありますが、申出地にて携帯電話無線基地局 1 基 4 m²を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号 3〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

電気通信事業用地

申出地は、北部市民センターの南東約 700 m のところに位置し

ています。農地区分は、住宅・店舗等が連たんしている区域に隣接する区域にあり、その規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申出人は、東京都に本社を置き、電気通信事業を主な事業とする法人です。この度、同一土地所有者からの要望で、申出地の西側隣接農地に既設の携帯電話無線基地局の移設を計画しました。

そこで、適地を探した結果、農振農用地ではありますが、申出地にて携帯電話無線基地局1基7.5㎡を整備したく、農振除外の申出をされたものです。

〔整理番号4〕

(所在及び面積)

●●●●

(申出人)

●●●●

(事業計画)

駐車場

申出地は、富士松中学校の北西約350mのところの位置しています。農地区分は、富士松支所を中心とし、申出地までを半径とする円で囲まれる区域の宅地割合が40%を越えるため、第2種農地と判断致しました。

申出人は、東境町に本社を置き、試作鋳金業を主な事業とする法人です。現在申出人の敷地にて、子会社が工場の建築及び駐車場の整備を予定していますが、申請人の既設工場の立地上、貨物車が路上停車することが多く、警察より指導されることもあったため、駐車場整備予定の場所を貨物車の積載スペースとしたことで、近接地にて新たな従業員用駐車場の整備を計画しました。

そこで、農振農用地ではありますが、今後の農業経営に支障が少ない申出地にて、駐車場30台分907㎡を整備したく、農振除外の申

出をされたものです。

1 1 ページをご覧ください。

報告第 1 1 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 4〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(転用事由)

共同住宅建築

以下、1 2 ページ〔受付番号 1 0〕まで届出がありましたので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

1 3 ページをご覧ください。

報告第 1 2 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 1 2〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)



(転用事由)

住宅建築

以下、17ページ〔受付番号28〕まで届出がありましたので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

18ページをご覧ください。

報告第13号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号1〕

(法人の概要)



(経営面積)

田 6.7ha

(当該事業年度売上高)

7,233,000円

(事業の種類)

生産する農畜産物 米

関連事業等の内容 農作業受託 加工販売

(構成員の状況)



なお、農地法第2条第3項各号の要件を満たしております。

19ページをご覧ください。

報告第14号

農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について

〔整理番号1〕

(法人の概要)

●●●●

(報告に係る土地の所在及び面積)

●●●●

(生産する農畜産物)

葱

(生産収量)

300kg

(反収)

440kg

(業務執行役員等の状況)

●●●●

以下、〔整理番号3〕のまで提出がありましたので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

20ページをご覧ください。

報告第15号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔整理番号4〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和6年5月9日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

売買のため

以下、〔整理番号5〕まで通知がありましたので、ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

21ページをご覧ください。

報告第16号

農地改良届出について

〔受付番号2〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和6年5月23日から令和6年7月22日まで

以上で説明を終わります。

議長

上程議案、並びに報告について、ご審議をお願いします。

上程議案、並びに報告について、質問等ありませんか。

加藤彰夫 委員 議案第17号整理番号1について、以前転用許可した案件を再度農地に戻すことは可能ということですか。

事務局 今回の案件は農振除外及び農地転用申請をして農業委員会に諮ったうえで愛知県の許可が下りる前に取下げた案件であり、その後農用地に編入するものです。手続き上農地に戻すことは可能です。

加藤彰夫 委員 このようなケースはあまりないと思いますが、手続き的に面倒ではないですか。通常宅地から農地に戻す場合は難しかったと思いますが。

事務局 申出地は申出前と同様に農地のままであるため、農地に戻すことは難しくはないです。また、宅地の場合は3年間耕作していた状況を確認したうえで農地とみなすため、今回の案件とは異なります。

山田友樹 報告第11号受付番号8について、転用事由が公衆用道路とありますが、どのような届出の内容になりますか。

事務局 申請地としては、境内地の南側に位置する個人の農地になりますが、以前より通路として利用されているところであったため、今回分筆して、現況と合うように地目を変更するものです。所有は個人名義のままです。

加藤彰夫 委員 以前聞いたことがあるのですが、個人所有の土地であるため通行料を取られることはないのですか。または刈谷市が買うことはないですか。

事務局 届出であるためそのような内容まで確認してはいないです。刈谷市が買うかどうかはわかりませんが、今後のことは確認の上、後日回答

します。

井野容次 委員 議案第14号受付番号1について、原因で故障とありますがどのような内容ですか。

事務局 生産緑地法上で生産緑地を解除する条件について、故障か死亡によるものとされています。ここで言う故障とは、病気やけがによって農業が続けられない状況を医者診断書によって証明された状態を指しています。

杉浦克己 委員 報告第16号受付番号2について、土の嵩上げは道路面より30cmと決められていますが、60cmくらい嵩上げしているところもあります。そのため、雨が降った時に道路に土が流れることもあり、周辺に影響が出ています。刈谷市は基準を超えてどのくらいまで許容しているのですか。

事務局 基本的には基準の30cmを超える申請では受け付けていません。しかし、申請後現場を確認した際に基準を超えて施工されている場合があるため、個別に指導をし、是正させることはあります。

また、一筆の土地において傾斜地等の状況によって、土地改良区と事前調整し、個別に嵩上げの高さを決める場合があります。

この他において、基準を超えて施工されている場合には、個別に指導させていただきます。

杉浦克敏 委員 農地の転用後に、周囲の水路や農道の草刈り等の管理を怠っている事業者に対して指導はできませんか。また、許可する際に条件として付すことはできませんか。

事務局 以前の転用後の周辺水路等の草刈りについて、問題になったこともあったため、転用の条件や農振除外の各課からの意見として事業者

対して周知しています。

杉浦克敏 そのことは把握していますが、実際に転用後に一度も草刈りされたことがない場所もあります。今度現場確認に行きましょう。

事務局 承知しました。

加藤彰夫 議案第11号受付番号5について、経営面積が15aで取得面積も
委員 15aとありますが、もともと耕作面積は無かったということですか。

事務局 申請者が2年前に農地の取得について相談に来た時には、耕作地は
ありませんでした。そのため、まず農業経験を積むことを進めたところ、
地元の農業者のもとで指導を受け、今回の申請地である自宅の裏
の農地を一部借りて耕作をしてきました。およそ2年の経験をもとに
今回の3条申請に至ったものです。

加藤彰夫 今回は新規参入者ということになりますか。新規参入者であれば個
委員 別に農業委員会に申請するものではありませんでしたか。

事務局 認定新規就農者であれば、個別に補助金を受けるために申請等は必
要ですが、今回は補助金を受けることが目的ではないため、申請はあ
りません。

加藤彰夫 定年後に第2の人生として農業をやってみたいという人ですね。今
委員 後このような人が増えていくため、今回のようなまず経験を積んで、
農地を少し借りてという指導をする場合が増えていきそうですね。

報告第14号整理番号1から3について、何を栽培していて、いつ
から始めたのか皆さんに説明してください。皆さんにも知っておいて
もらった方が良いでしょう。

事務局 整理番号1は平成30年ころ、整理番号2、3は令和4年度末から令和5年度にかけて利用権を開始しており、作物に関してはそれぞれ議案書のとおり葱、ミニトマト、花苗を栽培しています。

加藤彰夫 委員 他の会社についてもうまくいってますか。

事務局 各会社とも経営は順調と聞いています。

杉浦克敏 委員 カラスの被害が深刻なのですが、何か対策はできませんか。転作にも影響が出ています。

事務局 以前猟友会にも協力いただいて、駆除したこともあります。

戸田一成 委員 勝手に殺すと問題になりますか。

事務局 狩猟免許を持っている人でなければ、罪に問われる場合もあると思います。

議長 質問等なければ、上程議案、並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第11号から議案第17号及び報告第11号から報告第16号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしと認め、議案第11号から議案第17号及び報告第11号から報告第16号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉

会します。

午前 11 時 00 分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

1 2 番 _____

1 3 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 山 中 裕 三

主任主査 鈴 木 雅 博

主 事 須 田 裕 介